

千葉氏サミット 広域連携会議設置要綱

(目的)

第1条 本会議は、「千葉氏」という歴史的、文化的資源を通じた相互交流により関係自治体が友好関係を深め、それぞれの地域の活性化に資することを目的とし、千葉氏サミットの円滑な運営及び千葉氏サミットにおける合意事項の実現に向けた連絡調整を行う。

(名称)

第2条 本会議は、千葉氏サミット広域連携会議（以下「連携会議」という。）と称する。

(構成)

第3条 連携会議の構成員は別表に定めるものとする。

(内容)

第4条 連携会議は、次のような連絡調整を行う。

- (1) 千葉氏サミットの開催・運営に関すること
- (2) 「千葉氏」に関する全国的知名度の向上に関すること
- (3) 「千葉氏」に関する歴史や文化について、「日本遺産」認定に関すること
- (4) 経済・観光・防災などの分野の連携事業に関すること
- (5) その他、連携会議の目的達成に必要な事項の検討、協議

(会議)

第5条 連携会議は、必要に応じ随時開催する。

(事務局)

第6条 連携会議の事務局は、千葉市総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、事務局が連携会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 6月 1日から施行する。

別表

千葉氏サミット 広域連携会議構成員

自治体	連携会議構成員
岩手県 一関市	まちづくり推進部政策推進監
宮城県 遠田郡 涌谷町	企画財政課長
福島県 相馬市	教育委員会生涯学習課長
福島県 南相馬市	経済部観光交流課長
千葉県 千葉市	都市アイデンティティ推進課長
千葉県 成田市	教育部生涯学習課長
千葉県 佐倉市	教育委員会事務局文化課長
千葉県 印旛郡 酒々井町	教育委員会生涯学習課長
千葉県 香取郡 多古町	総務課長
千葉県 香取郡 東庄町	総務課長
岐阜県 郡上市	市長公室秘書広報課長
佐賀県 小城市	総務部企画政策課長